

# 平成29年5月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成29年5月10日 午後2時40分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成29年5月10日 午後3時20分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	濵田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
濵田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
松崎 富幸	渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実
松崎 富雄	原 月江	吉住三千代	

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について

第4号議案 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

---

午後2時40分開会

○事務局長 [REDACTED] 皆さん、現地確認お疲れさまでございました。

平成29年度5月期農業委員会、議案につきましては、第1号議案から第4号議案までございます。

続きまして、本日の出席委員数を報告させていただきます。出席委員は19名で、全員であります。古賀市農業委員会会議規則第7条に規定された過半数の要件を満たしておりますことから、本総会、成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降、議事進行につきましては、■会長のほうにお願いをしたいと思います。

○議長(■君) こんにちは。現地視察、大変御苦労さまでございました。

いろいろ大変農繁期の忙しい中になってきました。十分体に注意されて、天候も不順でございますので、本当、体には十分注意されて農業に励んでもらいたいと思います。

きょうは若干議事が多ございますので、いろんな意見もあると思いますので、慎重審議でいきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、議案に入らせてもらいます。

○議長(■君) 5月期の議事録署名人は、■委員さんと■委員さんでお願いいたします。

○議長(■君) 第1号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1、事務局、お願ひします。

〔議案朗読〕

○係■ それでは、第1号議案、農地法第4条の許可申請、番号1について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請で、所有権に基づき、貸資材置場を建築するといった内容でございます。なお、本件につきましては、併用地が第2号議案で5条申請が上がっております。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の2ページをごらんください。申請地は、現地でも御確認のとおり、筑紫野古賀線久保交差点の東側に位置します丸囲み内の斜線部1筆及び黒塗りの部分、合わせて2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。申請地の北側、東側、南側は、全て宅地により分断をしております。また、西側から北東にかけて一部農地の広がりがございますが、大きな段差がございますことから、分断になるというふうに事務局では判断をしております。よって、10へク

タール未満の広がりであることから、二種農地ではないかと事務局で判断しておるところでございます。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の3ページをごらんください。今回の計画は貸資材置場に関する図面が示されております。

まず、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。まず、雨水につきましては、既設の溜柵がこちら3ページの図面に記載されておりますが、こちらを改修する計画となっております。こちらの集水柵1カ所に水勾配を設け出し、既設道路側溝へ排出する計画となっております。

また、今回の申請では、こちら図面に示されておりますとおり、基本的には土砂の置場がメインでございますけれども、土砂のほかに建設資材及びコンクリート製品を置く計画となっております。なお、乗り入れ口につきましては、こちら3ページの公道と書いております、こちら側の乗り入れ口1カ所からとなっております。

また、被害防除計画につきましては、現況、現地でも御確認いただきましたとおり、後で上がります5条申請のほうですね、こちら側に宅地がございますけれども、こちらの既設のコンクリートブロック、また残りの部分につきましては、全て土留めをいたしまして、杭打ち、縄張りをする計画となっております。

次に、汚水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。議案書の4ページをごらんください。こちら4ページの下半分の部分が、こちらが縦横断図となっております。なお、今回、現況では、申請地の西側が道路より低くなっていますことから、水勾配を設ける計画となっております。よって、現在と逆の勾配になるような計画となっております。また、今回は、切土は発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成29年4月9日付の承諾書の提出があつております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんの久保の[REDACTED]委員さん、地元説明をお願いいたします。

○委員（5番 [REDACTED]君） 4月の6日に地元開発委員会を開き、特に問題はありませんでしたので、署名と捺印を押しています。

以上です。そして、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何かありましたら。何かないですかね。——  
何かないですかね。 [ ] 委員、どうぞ。

○委員（2番） [ ] 君 この隣地の承諾は得たと思いますけれども、この土砂のずっと置かれる場合の付近の住民の方はこれでよかったですかねと、不審なところがちょっとありますけれども、事務局、どうですかね。

○議長 [ ] 君 事務局。

○係 [ ] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

砂置場ということで、こちらの承諾ということについては、近隣の住宅の方からの署名捺印というものは必要ございませんけれども、こちらの置場自体が一時仮置場ということで、おおむね1週間から2週間、仮置きをした後、また別の場所に移す計画であるというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員（2番） [ ] 君 わかりました。

○議長（ [ ] 君） よござりますか。

○委員（2番） [ ] 君 はい。

○議長（ [ ] 君） ほかに何かないですかね。——ないようでしたら、採決とりたいと思いますが、よございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（ [ ] 君） では、1号議案、番号1に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手18／18名]

○議長（ [ ] 君） 全員賛成。原案どおり可決しました。

.....

○議長（ [ ] 君） 続きまして、第2号議案市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号3番から、事務局、説明お願ひします。

[議案朗読]

○係 [ ] それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号3について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、贈与を受け、貸資材置場を建築するといった内容でございます。

本件につきましては、併用地が第1号議案の番号1で先ほど可決されたところでございます。  
申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の7ページをごらんください。今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道筑紫野古賀線久保交差点の東側に位置します丸囲み内の斜線部及び黒塗り部分、合わせまして計2筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。申請地の北側、東側、南側は、宅地による分断をしております。西側から北東にかけ一部農地の広がりがございますが、大きな段差があることから、分断になるというふうに判断をしております。よって、10ヘクタール未満の広がりであることから、二種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の8ページをごらんください。今回の申請は、貸資材置場に関する図面が示されておるところでございます。まず、乗り入れ口につきましては、南側、公道と書いております、こちら側1カ所からの乗り入れとなっております。なお、こちらにおきます資材につきましては、先ほどの1号議案と同様に、基本的には土砂でございますが、建設資材及びコンクリート製品を一部置く計画となっております。

では、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。雨水につきましては、既設の溜柵がございますが、こちらを改修する計画となっております。こちら集水柵と記載しております部分に水勾配を設け、こちら1カ所に集め出し、既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。今回、汚水、雑排水につきましては、資材置場であることから、発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の9ページをごらんください。現況では、今回、申請地の西側が道路より低くなっていますことから、水勾配を逆勾配に設けます。よって、盛土を行い、切土は今回発生いたしませんが、最大で38センチの盛土になる計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成29年4月9日付の承諾書の提出があつております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんの中[REDACTED]委員さん、御説明お願ひいたします。

○委員（5番 [REDACTED]君） 4月の6日に地元開発委員会を開きました、特に問題ありませんでしたので、署名と捺印を押しています。

以上です。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたけど、何か御質問ある方は。——先ほどと同じ条件でございますので、問題ないと思いますが、なければ採決とりたいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、第2号議案、番号3に賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手18／18名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成です。原案どおり可決しました。

続きまして、第2号議案、整理番号4番、事務局、お願ひいたします。

[議案朗読]

○係[REDACTED] それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号4について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、使用貸借を行い、自己用住宅を建築するといった内容でございます。なお、申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の10ページをごらんください。今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道米多比谷山古賀線大塚交差点の北東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。申請地の周囲四方は全て他地目により分断をしております。よって、広がりのない介在農地であることから、二種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の11ページをごらんください。今回の計画は、自己用住宅建築に関する図面が示されております。まず、乗り入れ口に関しましては、県道米多比谷山古賀線側の1カ所からとなっており、駐車場を4台分のスペースを設ける計画となっております。

では、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。まず、雨水につきましては、建屋の周囲に雨水枡を設け、こちらから西側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水、雑排水関係でございますが、雑排水等につきましては、県道米多比谷山古賀線側にございます既設の集落排水管、こちらにつなぎ込みをする計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。今回は、現況とほぼ相違はありませんが、基本的には転圧をかける計画となっております。失礼しました。12ページをごらんください。転圧をかける計画となっております。また、駐車場側が両サイドにございますが、こちらからの雨水が中央部分に集まるように水勾配を設けておりますが、ちょっとこちらBB断面

の中では勾配が緩やかになっており、非常に見づらいようになっているのではないかというふうに思います。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は条件付承諾ということで、1、谷山区開発規約を遵守すること、2、計画変更のある場合は開発委員会を開くこと、以上2点の条件を付されまして、平成29年4月22日付の承諾書の提出がござります。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいたいでいることから、事務局で受理しております。

なお、本申請地におきましては、過去に農地転用の許可を受け、そのまま許可どおりの開発を行わなかったことから、地元農区及び古賀市農業委員会事務局から指導を行い、今回、農地に原状回復したものでございます。このことから、申請者から、顛末書が出されておりますので、読み上げさせていただきます。

顛末書、古賀市農業委員会会長殿。私が所有しています古賀市谷山字野中 [ ] 番 [ ] については、昭和55年に農地を購入いたしました。その際、自己用住宅を転用目的とした農地法第5条許可を受けていたにもかかわらず、子どもの養育及び通学等の理由により、現住所地に自宅を建て、本件土地には建築せず放置しておりました。

本来、原状回復すべきところ、もとの田には戻すことが困難でありますので、畑に戻した次第であります。

農地法の趣旨を理解していなかったとはいって、古賀市農業委員会に対し多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後このようなことがないようにしてまいります。

このたび、農地法第5条の規定による許可を申請させていただきますので、何とぞ御配慮賜りますようお願い申し上げます。

とのことで、平成29年4月19日付で現所有者の [ ] 様からの顛末書の提出がござります。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（ [ ] 君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、地元委員は私でございますので、ちょっと説明させてもらいます。

来る4月22日、谷山において開発委員会を開き、先ほど事務局が言いましたように、違反転用が若干、最初出したときにやつていればよかったですけど、それまでされてなかつたということで、このままじゃいけないということで報告しています。

そのかわりに、周りには、もうはつきり、見られたとおり家ばかりでございますので、特段水利に關係することは問題なかったもんですから、基本的に谷山の開発条例を遵守ということを

明記して、許可をおろしております。印鑑を押しております。

以上でございます。

では、説明が終わりましたので、ほかに何かありましたら。どうぞ。

○委員（12番 [REDACTED]君） 要するに、耕作放棄地か、わかりませんけれども、農地パトロールの対象にはなっていたわけですね。

○議長（[REDACTED]君） はい、なっていました。

○委員（12番 [REDACTED]君） その時点で、その所有者の方に。

○議長（[REDACTED]君） 一応連絡はしておりましたけど、そのまんまやったもんですからね。

○委員（12番 [REDACTED]君） わかりました。

○議長（[REDACTED]君） ほかに何か。——なければ採決とりたいと思いますが、よございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、第2号議案、番号4番に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手18／18名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく第2号議案、番号5について、事務局、説明お願ひいたします。

[議案朗読]

○係 [REDACTED] それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号5について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、売買を行い、障がい者福祉施設を建築するといった内容でございます。なお、今回は障がい者福祉施設と記載しておりますが、こちらの施設では、ビニールハウス及び露地による野菜栽培を行い、それに伴う事務所を建築するものでございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の13ページをごらんください。今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、大根川にかかる麦田橋の南側に位置します丸囲み内斜線部及び黒塗り部分1筆、合わせて合計2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。申請地の北側、西側、南側は、全て宅地、他地目による分断をしております。東側から北東側にかけまして一部農地の広がりがございますが、こちらにつきましては、河川による分断及び他地目による分断をしており、10ヘクタール未満の広がりであることから、事務局では二種農地ではないかと判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の14ページをごらんください。今回の計画は、

障がい者施設建築に関する図面が示されておるところでございます。なお、こちらの施設は、就労継続支援型ということで、障がい者の方が農業を行う施設となっております。

まず、乗り入れ口に関しましては、こちら北側の市道麦田線と書いております、こちら側からの出入り口と記載しております1カ所のみとなっております。また、北側の宅地及び西側の宅地側には既設のコンクリートブロックがございます。中央部分には、ビニールハウスを設置し、施設利用者が利用しやすいよう水耕栽培を行います。また、東側及び北側に土羽と記載している部分がございますが、こちらでは、露地野菜の栽培及び出荷調整を行う場所ということでのスペースをとっております。

では、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。まず、雨水につきましては、事務所棟の周囲に雨水樹を設け、南側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水、雑排水関係でございます。汚水、雑排水等につきましては、南側の市道薦野60号線と、そのちょうど西側に薦野71号線というふうに記載しておるところがございますが、こちらの市道薦野60号線と記載しておりますところ、こちらの道路のほうに集落排水管が通っておりますので、こちらのほうにつなぎ込みをし、排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の15ページをごらんください。今回は、申請地が道路高より低くなっていることから、まず乗り入れ口に関しましては、最大11センチの盛土をする計画となっております。また、乗り入れ口側から駐車場に入る側、ちょうど14ページで申し上げますと、黒塗りになっている部分でございます。こちらが一部切土がございまして、こちらの切土は最大10センチというふうに聞いております。

また、15ページの断面を見ていきますと、B B' 断面と D D' 断面のところに一部、二重線になって高くなっているところがございます。こちらは事務所棟の部分でございまして、事務所棟につきましては、最大30センチの盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成29年4月6日付の承諾書の提出があつております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の[REDACTED]委員さん、御説明お願ひいたします。

○委員（16番 [REDACTED]君） この農地は以前、平成27年の秋、10月でしたか、老人ホーム建設のための転用申請があつたところでございます。今回、事務局の説明のとおり、申請者がかわりまして、障がい者福祉施設の建設ということになっております。

再度、4月6日、開発委員会を開きまして、隣地に5軒の家がございますが、再度、説明を詳

しくして、事業の内容の説明をしております。

その他、何も問題はありませんので、署名捺印いたしております。御審議お願いします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございました。

地元委員さんの説明が終わりましたけど、何か御質問ありましたら。[REDACTED]委員、どうぞ。

○委員（2番 [REDACTED]君） 福祉施設、これは何も問題はないんですけど、特に野菜と言われましたが、特段、特定の野菜か何かあるんでしょうか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係 [REDACTED] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今回は、こちらの会社名が [REDACTED] と書いておりますとおり、基本的には軟弱野菜及びハーブをメインとされておりまして、今回、障がい者の方が就労されるということで、もう事前に、こちらの [REDACTED] さん、申請者の方が福岡市のほうが会社の基点となっておりますけれども、こちらを利用される利用者の親御さんのほうがもう先に販売先を特定しております、福岡市内の店舗等に販売する契約をもう全て準備されておるところでございます。

よって、軟弱野菜及び基本的にはハーブのほうを植えられる計画となっております。

以上でございます。

○委員（2番 [REDACTED]君） わかりました。

○議長（[REDACTED]君） よござりますか。

○委員（2番 [REDACTED]君） はい。

○議長（[REDACTED]君） ほかに何か。何かないですかね。——ないようでしたら、採決とりたいと思いますが、よございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、第2号議案、番号5に対して賛成されます方は举手でお願いいたします。

[賛成者举手18／18名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成で、原案どおり可決しました。

続きまして、第2号議案、番号6、事務局、説明お願いいたします。

[議案朗読]

○係 [REDACTED] それでは、第2号議案の説明に入ります前に、こちら6ページをごらんいただきますと、議案書をごらんいただきますと、わかりますように、今回、実測と登記簿が著しく違っております。

農地法の第56条に、「農地法の適用については、土地の面積は登記簿の地積による。ただし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合には、実測に基づき農業委員会が認定したところによ

る」と規定されておりまことから、実測図につきましては、あらかじめ事務局に提出されており、確認をしております。

今回の議案につきましては、実測での審議をお願いしたいのですが、よろしゅうござりますでしょうか。

○議長（[REDACTED]君） はい、結構です。

○係 [REDACTED] ありがとうございます。

それでは、御説明をさせていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、売買を行い、戸建住宅を建築するといった内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の16ページをごらんください。今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、大根川にかかります大人橋の東に位置します丸囲み内の斜線部5筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。申請地の北側及び南側は河川による分断、西側は他地目、宅地による分断、東側から南東側にかけ一部農地の広がりがございますが、全て他地目による分断をしており、10ヘクタール未満であることから、二種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の17ページをごらんください。今回のこちらの図面には、戸建住宅に関する計画が示されておるところでございます。

まず、乗り入れ口に関しましては、南側道路、ちょうどランクになっておりますが、こちら側の1カ所となっており、駐車場2台分のスペースを設ける計画となっております。

また、現地でも御確認いただきましたとおり、南西側及び西側につきましては、宅地が広がっております、こちらには既設のコンクリートブロックが既に置かれておりますけれども、北側及び東側につきましては、コンクリートブロックを置く計画となっております。

では、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。まず、雨水につきましては、建屋の周囲に雨水枠を設け、ここから南側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。汚水及び雑排水等につきましては、南側の道路、こちらに集落排水管が既に通っておりますので、こちらへつなぎ込む計画となっております。

最後に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の18ページをごらんください。今回、こちらの計画は、先ほど現地でも御確認いただきましたが、道路高と基本的には高さは余り相違ございませんが、一部、北側のほうに、土地が低くなっていますことから、最大で20センチの盛土をする計画となっております。なお、今回の計画では切土は発生いたしま

せん。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明させていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成29年4月6日付の承諾書の提出があつております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の[REDACTED]委員さん、御説明お願ひいたします。

○委員（16番 [REDACTED]君） これも4月の6日、地元の開発委員会、開かれました。そこで、この件について審議いたしましたが、別に特に問題もないということで署名捺印いたしました。  
御審議お願ひします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

地元委員さんの説明は終わりましたが、何か御質問がありましたら。[REDACTED]委員、どうぞ。

○委員（2番 [REDACTED]君） これですね、土地が四角とか、きれいな、まっすぐな土地じゃないのに、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが親戚関係か友達か何かでないと、こんな土地はなかなか売買とかするのに何か支障があると思うんですよ、普通は。

それで、これは、さつき言いましたとおり、よっぽど知人か血縁関係か何かながらんと、売買の取引はなかなかされないと私は思いますけれども、その辺のところは。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係 [REDACTED] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今回の譲受人及び譲渡人につきましては、親族関係ではございません。今回の申請の経緯につきましては、不動産業者が媒介をしておりましたことから、こちらの土地の照会があつたものではないかというふうに考えられます。

以上でございます。

○委員（2番 [REDACTED]君） わかりました。

○議長（[REDACTED]君） よございますか。

○委員（2番 [REDACTED]君） はい。

○議長（[REDACTED]君） ほかに何か。

ちょっといいですか。これは公簿と実測の面積がかなり違うんですけど、こういう場合は、実測でいくもんか、公簿上で売買するもんか、それは。事務局。

○係 [REDACTED] ただいまの質問にお答えいたします。

冒頭に御説明させていただきましたが、農地法の適用については、原則は登記簿でまいります。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、著しく実測と登記簿が違う、著しくは大体どの

くらいを申し上げますかというと、おおむね1割ですね、1割以上の増減がある場合というのは、こちらは、先ほど御説明いたしましたとおり、実測図に基づいて農業委員会が認定したところによるということがございます。

今回の売買につきましては、実測した結果、こちらの面積、議案書に示されております面積が出されておりまして、こちらの実測の面積で売買が行われたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

何かほかないですか。何でも結構ですが。——なければ、採決とりたいと思いますが、よございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、第2号議案、番号6に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手18／18名]

○議長（[REDACTED]君） 賛成多数で可決しました、原案どおり。ありがとうございます。

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、第3号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局、お願いいいたします。

○農政係（[REDACTED]君） 議案朗読に入ります前に、今回、3号議案において[REDACTED]委員が関係されますことから、議案朗読後、一時退席をお願いいたします。

それでは、議案朗読に入らさせていただきます。

[議案朗読]

○農政係（[REDACTED]君） それでは、退席をお願いいたします。

[[REDACTED]委員 退席]

○農政係（[REDACTED]君） それでは、3号議案について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

それでは、20ページをごらんください。左上に平成29年度第2号と書かれております。今回、新規で3件の利用権設定の申し出があつております。

それでは、21ページ、整理番号5、貸し手、[REDACTED]、古賀市小山田在住、借り手、農事組合法人[REDACTED]代表理事[REDACTED]、古賀市薬王寺に事務所がございます。利用権設定をする土地は、小山田の字恵内作の畠1筆、1,057平米です。平成29年5月1日から平成35年12月末まで、7年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容に

については、21ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号6、貸し手、[REDACTED]、古賀市中央在住、借り手、[REDACTED]、古賀市鎌内在住。利用権設定をする土地は、久保の字上ノ原の畠2筆、合計991平米です。平成29年4月1日から平成30年12月末まで、2年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、22ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号7、貸し手、[REDACTED]、古賀市千鳥在住、借り手、[REDACTED]、古賀市駅東在住。利用権設定をする土地は、青柳町の字六ノ坪の田んぼ4筆、合計2,796平米です。平成29年4月1日から平成31年12月末まで、3年間の貸し借りとなっております。

なお、こちらの整理番号7につきましては、後の諸報告で御報告させていただきますが、[REDACTED]さんの前に、[REDACTED]さんが平成29年の3月末まで借りておられて、合意解約をした後に[REDACTED]さんが4月1日から借りるという運びになっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、23ページの記載のとおりとなっております。

以上、新規の利用権設定について、全て地元農業委員の署名捺印をいただきておりますことから、市にて受理しております。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

事務局の説明は終わりましたけど、何かありましたら。ないですかね。——なければ、採決とりたいと思いますが、よございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、3号議案に賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手17/17名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。原案どおり可決しました。ありがとうございます。

[[REDACTED] 委員 着席]

○議長（[REDACTED]君） では、第4号議案農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について、事務局、説明お願いします。

[議案朗読]

○係 [REDACTED] それでは、第4号議案の番号3について御説明させていただきます。

先ほどの第3号議案の、ちょうど1ページ戻っていただいて、23ページのほうに同じ地番が記載されているので、委員の皆様、えっ、何でだろうというふうに思われる方もいらっしゃるかと思いますので、あらかじめ御説明をさせていただきます。

今回の申出人、所有者の方でございますが、こちらの方につきましては、現在、もう全く農業経営ができる状況にございません。そして、過去に別の方で、今回、諸報告の合意解約で上がつ

ておりますけれども、別の方が農地を借りられていらっしゃいましたが、その後、3月末で解約をされておりますことから、新しい方につながられる前に、利用権の設定とあっせん、こちら両方が提出されたものでございます。こちらの方につきましては、最終的には農地の売買を希望されているということで伺っております。

それでは、まず場所について御説明させていただきます。位置図でございます。25ページをごらんください。今回申し出のあつております土地は、県道米多比谷山古賀線の青柳郵便局、こちらの南西に位置します丸囲み内の斜線部5筆でございます。

こちら、既にもう利用権によって耕作されていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、こちらの売買につきまして、指名をさせていただきます校区代表農業委員の[REDACTED]委員、また町川原区農業委員の[REDACTED]委員、2名の方を指名させていただいて、こちらの売買について、あっせんをお願いしたいという内容でございます。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。[REDACTED]委員。

○委員（10番 [REDACTED]君） これ利用権設定してありますよね。したばっかり、始まったばかり。で、こっちのほうはいいわけ、あっせん。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係（[REDACTED]君） ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今回、あっせん委員の指名と利用権の設定が同時期に上がってまいりましたことから、まず利用権を受けていらっしゃいます借り手の方、こちらの方に、こういったあっせんが上がってきているので、仮にほかの方が売買をされた場合に合意解約は問題ないのかということで、先に確認をいたしました。その結果、合意解約自体は問題ないということで聞いております。

また、農地についても、相談があれば、ぜひ私のほうにも声をかけてほしいということで御意見はいただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） 事務局は終わりましたけど、いいですか、よござりますか。

○委員（10番 [REDACTED]君） はい。

○議長（[REDACTED]君） ほかに何かないですか。[REDACTED]委員、どうぞ。

○委員（12番 [REDACTED]君） あっせん事業においては、農業委員会としては一般の方に、一般というと失礼ですけど、農業関係者ですけれども、いわゆる公告といいますか、お知らせするとかいう、そういう仕組みというはあるんでしょうか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係 [REDACTED] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

あっせんが上がった場合に、例えば農業者の方に広く周知をしているという事実ではございませんけれども、こちらの土地について、例えば周囲で規模を拡大していらっしゃる方でありますとか、そういう方にぜひお声かけをいただきて、この人が適しているのではないかという方を、指名をお願いしております校区代表の農業委員及び地元農業委員さんほうから御推薦をいただいて、あっせん協議会を開くものでございます。

なお、あっせん事業の目的について簡単に御説明させていただきたいと思いますけれども、あっせん事業につきましては、農業振興地域内の所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の移転について、あっせんを行い、農業経営の規模拡大、農地の集団化、合理化、こちらを図ることを目的としておりますので、こういった目的に沿う農業者の方を、ぜひあっせんにより探していただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長 ([REDACTED]君) [REDACTED] 委員、今の答えでよござりますか。

○委員 (12番 [REDACTED]君) 追加なんですけれども。

○議長 ([REDACTED]君) どうぞ。

○委員 (12番 [REDACTED]君) そうしますと、一般に土地を買いたいとか借りたいとかいう農業者の方がいらっしゃいましたら、これらの方たちは一応農業委員会のほうに何かそういう情報はないかという問い合わせが一番いいような、あっせん委員のほうはあっせん委員として皆さんに声かけしますけども、一般の方はそういう農業委員会のほうに問い合わせするというようなやり方が合理的といいますか、そういうふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長 ([REDACTED]君) 事務局。

○係 [REDACTED] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

現在でも、貸したい方または借りたい方というのは、農業委員会事務局のほうによく相談があっておるところでございまして、こちら、今まで貸したい、借りたい、双方だけでございましたけれども、現在は農地パトロールによる利用意向調査の結果等もございますので、その中で、やはりもうどうしてもつくれないので貸したいという方、売りたいという方は非常に多くいらっしゃいます。

こちらにつきましては、現在、ある程度のリストはつくっておりますけれども、また、29年度の農地パトロール終了後、利用意向調査に基づく、貸したい、売りたいの方をさらにこちらのリストに加えていく予定としております。

よって、現在でもリストというのは農業委員会事務局のほうで持っております。

以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） よございりますか。

○委員（12番 [REDACTED]君） はい、わかりました。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

ほかに何か。——ないようでしたら、採決とりたいと思いますが、よございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、4号議案のあっせん委員の指名に対して、賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手18／18名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。原案どおり可決しました。ありがとうございます。

[REDACTED]委員さんと[REDACTED]委員さん、大変でしょうけど、よろしくお願ひしておきます。

では、5月期の議案、これで終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時20分閉会

---